

日行連発第669号
平成25年10月1日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次

犯罪被害財産支給手続の周知について

日頃より当会の事業推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、山形地方検察庁より、別添のとおり「犯罪被害財産支給手続開始決定
公告の周知について（お願い）」として、周知依頼を受けております。

つきましては、貴会において各会員への周知方等ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、会員の閲覧に供するため、山形地方検察庁から当会
宛の文書を除き、日行連（会員向け）ホームページ「連 con」（※）にお知らせ
を掲載することとしますので、ご承知おき願います。

以上

【別添】

- ・犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について（お願い）

※「連 con」 <https://www.gyosei.or.jp/members/>

平成25年9月17日

日本行政書士会連合会会長 北山孝次 殿

山形地方検察庁検事正 谷岡孝



犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について（お願い）

この度、当庁では、ヤミ金融業者から追徴した犯罪被害財産を犯罪被害者の方々に被害回復給付金として支給する「犯罪被害財産支給手続」の開始を決定し、官報に公告することとなりました。（公告内容は別添記載のとおりです。）

上記手続においては、被害者が全国各地に多数存在することから、各地において行政書士への相談等が相当数予想されます。

つきましては、本件手続を円滑に実施するため、上記公告につき、全国行政書士会への周知方をよろしくお取り計らい願います。

また、被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する情報は、検察庁ホームページ(<http://www.kensatsu.go.jp/>)の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、本件手続の開始については、平成25年9月27日に官報に掲載して公告する予定ですので、それ以前の周知は御遠慮いただくようお願いいたします。

（本件手続に関するお問い合わせ先）

〒990-0046

山形市大手町1番32号

山形地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 023-625-8056（直通）